

住宅の省エネ改修により固定資産税が減額されます。

既存住宅を省エネ改修工事した場合、次の要件に該当しますと、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税が減額されます（地方税法附則第15条の9第9項）。

1 住宅及び省エネ改修工事の要件

(1)住宅の要件

平成26年4月1日以前から存在している住宅（賃貸住宅を除く）

(2)省エネ改修工事の要件

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①の工事、又は①と併せて行う②～④の工事であること

（※①の工事は必須）

①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）

②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

・・・改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

(3)面積要件

省エネ改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

(4)費用要件

省エネ改修工事に要した費用の合計額が60万円を超えること

（国・地方公共団体からの補助金を除く）

2 減額の期間と範囲

改修工事が完了した住宅の翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。

（1戸当たり120㎡分までを限度とし、1度しか受けることができません。）

※バリアフリー改修を同年に行った場合には、合わせて3分の2が減額されます。

3 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、改修後3ヶ月以内に「省エネ改修住宅（減額）申告書」に必要事項を記入し、添付書類とともに、町に提出していただく必要があります。

※添付書類

1. 納税義務者の住民票の写し（福崎町において住所確認することに同意していただける場合、添付は不要です）
2. 熱損失防止改修工事証明書（改修後の部位が、現行の省エネ基準に適合しているかどうかを確認する書類で、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、または住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます）
3. その他必要に応じて、改修工事の見積書・領収書等（工事内容や費用の確認用）

お問い合わせ先

福崎町役場 税務課 資産税係 家屋担当 電話 0790-22-0560